

横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付要綱

制定 令和6年5月14日 経イ第205号（副市長決裁）

（目的）

第1条 この要綱は、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金（以下「助成金」という。）の交付等に関して必要な事項を定めるものとする。

2 助成金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱における用語の意義は、補助金規則の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

（1）技術系スタートアップ

次のア、イのいずれかに該当するものを技術系スタートアップとする。

ア 先進的かつ独自の技術を強みとした製品、サービスを開発し、イノベーションや新たなビジネスモデルの構築、新たな市場の開拓を行い、創業から短期間で急成長を目指す会社で、かつ、中小企業基本法第2条第1項に定義される会社をいう。なお、創業から短期間とは、法人設立から概ね15年以内とする。

イ 大学等の研究者で、先進的かつ独自の研究シーズを有しており、シーズの事業化の意欲がある者

（2）法人設立

会社法（平成17年法律第86号）第2条第1号に規定される、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社として新たに法人設立登記を行い、事業を開始することをいう。

（3）本社

履歴事項全部証明書において本店として登記されている事務所をいう。

（助成対象）

第3条 助成金の交付の対象となる実証実験等は、別表第1に定めるとおりとする。

（応募者の要件）

第4条 この要綱に基づき、助成金の交付を受けるための応募ができる者（以下「応募者」という。）は、技術系スタートアップであり、次の各号を満たす者とする。

（1）法人の場合は、第7条に定める応募の時点で横浜市内に本社又は事業拠点を有するもの、若しくは、第20条に定める助成金の請求までに、横浜市内に事業拠点を設置するもの

（2）法人の場合は、次のいずれにも該当しないもの

ア 一の大企業に発行済み株式の総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資されているもの

イ 複数の大企業に発行済み株式の総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資されているもの

ウ 役員総数の半数以上を大企業の役員又は社員が兼務しているもの

- (3) 大学等に所属する研究者である場合は、第 20 条に定める助成金の請求までに、横浜市内に本社又は事業拠点を有する法人を設立し、かつ所属する大学等から助成金への応募について承認を得ている者
 - (4) 横浜市暴力団排除条例（平成 23 年横浜市条例第 51 号。以下「暴排条例」という。）に基づき、次のいずれにも該当しないもの
 - ア 暴力団（暴排条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）
 - イ 代表者又は役員のうち暴力団員（暴排条例第 2 条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）に該当する者がある法人
 - ウ 個人にあっては、個人が暴力団員に該当するもの
 - (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 3 条第 1 項の適用を受けた飲食店（公序良俗に反するなど社会的に批判を受けるおそれのないものを除く。）及び第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当しないもの
 - (6) 応募時点で法人設立から概ね 15 年を経過しないことを法人登記簿謄本の写し（履歴事項全部証明書の写し）により確認できるもの
 - (7) 横浜市に対する税金その他の債務の滞納がないもの
 - (8) 実証実験等の実施に係る許可、認可、免許等を取得しているもの（成果の事業化に伴い必要となる場合は、その見込みがあるもの。）
 - (9) その他関連法令を遵守しているもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に該当する場合は、応募することができない。
不正の行為により横浜市より助成金の交付等を受け、当該行為により助成金の交付等を取り消された日から 5 年を経過していない場合

（助成率及び助成限度額等）

第 5 条 助成金の交付額は、横浜市の当該年度の予算の範囲内とする。

- 2 助成率及び助成限度額は、別表第 2 に掲げるものとする。
- 3 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、別表第 3 に掲げるもので、対象事業の実施に必要不可欠であり、かつ市長が定める期間内に契約、取得及び支払いが全て完了するものとする。
- 4 助成対象経費のうち助成金算定の基礎となる金額（以下「助成金算定基礎額」という）は、別表第 4 に掲げるものとし、これに助成率を乗じた金額を助成金額とする。（助成金額に 1,000 円未満の端数があった場合は、これを切り捨てるものとする。）
- 5 第 3 項の金額には消費税及び地方消費税相当額は含まないこととする。
- 6 実証実験等計画に関わりのない経費と混同して支払いが行われており、助成対象経費との支払の区別が難しいものは助成対象経費から除外する。
- 7 役員重複又は資本関係がある企業間で行われる取引は助成対象経費から除外する。
- 8 前項までに規定する助成対象となる経費について、補助金規則第 24 条ただし書きに規定する、市長が契約の性質上市内事業者による入札又は 2 人以上の市内事業者から見積書の徴収により難しいと認める場合とは、次の各号に掲げる場合とする。
 - (1) 市内事業者で取扱いがない場合
 - (2) 2 人以上の市内事業者で取扱いがない場合
 - (3) 入札又は 2 人以上の市内事業者から見積書の徴収を行うことにより、営業秘密が開示され、申請者の事業活動に支障を生ずるおそれがある場合
 - (4) 特殊な技術や経験・知識を特に必要とするもので、市内事業者では目的の達成が行えない場合

(実証実験等計画の募集)

第6条 市長は、募集を行おうとする年度毎に期間を定め、実証実験等計画の募集を行う。

(応募)

第7条 応募者が助成金の交付を希望する場合には、電子申請システム、郵送又は持参（本市からの通知を含め、以下これらの相互の通信手段を総称して「送達」といい、電子申請システムの場合は、この要綱の各様式の内容に準じ Web 上のフォーム、システムにより送達を行うことを指す。）により、助成金の交付を受けようとする年度ごとに助成金交付申請にむけた実証実験等実施計画書（第1号様式。以下「実証実験等実施計画書」という。）を、前条により市長が定めた期間内に提出しなければならない。

(実証実験等計画の要件)

第8条 応募者が提出する実証実験等計画は、次の各号に定める全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 応募者が主体となって実証実験等計画を実施すること。
- (2) 実証実験等計画の実施場所は原則として横浜市内とすること。
- (3) 実証実験等計画の開始と完了が第6条において市長が定める期間内であること。
- (4) 設備の購入を主目的とした事業でないこと。
- (5) 原材料や商品の仕入れ等、営利活動に該当するものでないこと。
- (6) 同一又は一部が重複する実証実験等計画で、国、県、横浜市、その他自治体、独立行政法人等の委託又は補助を受けていないこと。
- (7) 公序良俗に反する事業でないこと。
- (8) 公的な資金の使途として、社会通念上、不適切と判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条により定める営業内容等）でないこと。
- (9) 関係法令に適合しているとともに他の者の権利を侵害しないものであること。
- (10) その他市長が必要と定める要件を満たすものであること。

(審査)

第9条 第7条に定める書類が送達された場合は、市長は、提出された実証実験等実施計画書について、審査会を開催し、次に定める項目により審査を行い採択・不採択を決定することとする。

- (1) 先進性
 - (2) 成長性
 - (3) 実効性
 - (4) 持続性
 - (5) 拡張性
 - (6) その他市長が定める項目
- 2 市長は、審査にあたって、専門家等及び行政関係者から意見を聞くことができる。
- 3 第1項に定める審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(申請)

第10条 前条に定める審査会で採択され、助成金の交付を受けるための申請をしようとする者

(以下「申請者」という。)は、送達により、年度ごとに横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付申請書(第2号様式。以下「交付申請書」という。)に、別表第5に定める書類及びその他市長が必要とする書類を添えて、別途、市長が定める期間内に提出しなければならない。

(申請内容の変更)

第11条 申請者は、第13条に規定する助成金の交付決定を受ける前までに、商号、代表者、登記上の本店所在地に変更が生じた場合は、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付申請内容変更届出書(第5号様式)に変更の事実を証明する書類に添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(実証実験等計画の取下)

第12条 申請者は、第13条に規定する助成金の交付についての決定の日前に第10条による申請を取り下げようとする場合は、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付申請取下届出書(第6号様式)を速やかに市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第13条 市長は、第10条による申請を受理した場合は、当該申請に係る書類等を審査するとともに、必要な場合は調査等を行い、事業等の目的及び内容が適正であるか等を判断する。その結果、助成金を交付すべきと認めるときは、交付すべき助成金の額、内容、条件等を確定し、速やかに横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付決定通知書(第7号様式。以下「交付決定通知書」という。)により申請者に通知することとし、助成金を交付しない決定をしたときは、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金不交付決定通知書(第8号様式)により申請者に通知する。

2 市長は、前項の場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、助成金交付(変更)申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付を決定することができる。

(実証実験等計画の変更)

第14条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者(以下「交付対象者」という。)は、実証実験等計画その他に変更が生じた場合は、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付申請内容変更承認申請書(第9号様式。以下「交付申請内容変更承認申請書」という。)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、交付対象者から交付申請内容変更承認申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認める場合には、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付申請内容変更承認通知書(第10号様式)により、交付対象者に通知するものとする。適当と認められない場合は、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付申請内容変更不承認通知書(第11号様式)により通知するものとする。

(実証実験等計画の廃止)

第15条 交付対象者は、交付対象となった実証実験等計画を廃止しようとする場合、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付対象実証実験等計画廃止届出書(第12号様式。以下「実証実験等計画廃止届出書」という。)を速やかに市長に提出しなければならない。

(中間報告書の提出)

第16条 交付対象者は、市長の求めに応じ、助成対象事業について中間報告をしなければならない。

(実績報告書の提出)

第17条 交付対象者は、助成対象事業が完了したときは、交付決定通知書において市長が定める日までに横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金事業実績報告書（第13号様式。以下「報告書」という。）に次に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

なお、実証実験等計画が完了せず、報告書が提出できない時は、実証実験等計画廃止届出書を速やかに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（第14号様式）
- (2) 収支決算書（第15-1号様式）
- (3) 支出明細書（第15-1号様式別紙1）
- (4) 支出明細書（第15-1号様式別紙1）に記載された助成対象となる経費の内訳、契約内容がわかる書類及び支払済であることを証する書類の写し
- (5) 人件費を計上する場合は、就業日誌（第15-2号様式）その他業務に従事したことを証する書類の写し
- (6) その他市長が必要とする書類

2 助成対象経費について、第5条第8項各号のいずれかに該当するときは、交付対象者はこれに該当することについて十分な調査を行ったうえで、その理由について入札又は見積りに係る理由書（第15-3号様式）を提出し、市長の承認を受けなければならない。

3 補助金規則第14条第1項第3号に規定する助成対象事業が完了したとき又は助成金等の交付の決定に係る市の会計年度が終了したときにおける助成対象者の資産及び負債に関する事項を記載した書類については、同条第4項の規定に基づき、省略させることができる。

(助成金交付額の確定)

第18条 市長は、交付対象者から前条の規定による報告書等が提出されたときは、当該報告書等及び必要に応じて行う現地調査等により確認し、適当と認めるときには、助成金の交付額を確定し、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付額確定通知書（第16号様式。以下「交付額確定通知書」という。）により通知する。

(助成金の交付等)

第19条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に交付するものとする。ただし、必要があると認められる場合は、助成金の全部又は一部について概算払をもって交付することができる。

(助成金の請求等)

第20条 交付対象者は、助成金の交付を受けようとするときは、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付請求書（第17号様式。以下「請求書」という）を市長に送達しなければならない。

2 市長は、前項の請求書に基づき、助成金を交付する。

(交付決定の取消し等)

第21条 市長は、交付対象者が、次の各号のいずれかに該当することが明らかとなったときは、

交付決定を取り消すことができるものとし、交付決定を取り消した場合は、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金交付決定取消通知書（第18号様式）により、速やかに当該交付対象者に通知することとする。

- (1) 虚偽の申請、報告その他助成金の交付等に関連して不正の行為があったとき。
- (2) 第20条に規定する助成金の請求前に、第4条に定める応募者の要件及び第8条に定める実証実験等計画の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第15条の規定により実証実験等計画廃止届出書を受理したとき。
- (4) 交付対象者が第17条に定める報告書等を適正に提出しなかったとき。
- (5) 第18条の規定する報告書等の確認により適当と認めないとき。
- (6) 同一又は一部が重複する実証実験等計画で国、県、横浜市、独立行政法人等の委託又は補助を受けたとき。

2 市長は、交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、横浜市技術系スタートアップ実証実験等助成金返還請求書（第19号様式）により、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（財産の管理及び処分）

第22条 交付対象者は助成金の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産のうち、次に掲げる財産については、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、廃棄、又は担保に供しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間を経過した場合は、この限りでない。

- (1) 試作品及び成果物
- (2) 機械装置
- (3) 特許及び実用新案

（報告）

第23条 交付対象者は市長から求めがあったときは、交付対象となった実証実験等を行った製品・サービス等の事業化に関する状況等について、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間の状況について報告をしなければならない。また、市長は必要とする事項について、別途報告を求めることができる。ただし、交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間を経過した場合は、この限りでない。

（関係書類の整備）

第24条 交付対象者は、交付対象となった実証実験等計画に係る収支を記載した帳簿を備え、その証拠となる書類を整備し、助成金の交付決定を受けた日の属する年度の末日から5年間保存しなければならない。

（警察本部等への確認）

第25条 市長は、必要に応じ申請者又は交付対象者が、第4条第1項第4号に該当するか否かを神奈川県警察本部長に対して確認を行うことができる。

2 市長は、必要に応じ申請者又は交付対象者の市税の納税について、その者の同意に基づき、財政局長に対して確認を行うことができる。

（成果の発表）

第26条 市長は、交付対象となった実証実験等計画に関して、内容及び交付対象者の名称、

所在地について公表する。

(委任)

第 27 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、経済局長が別に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和 6 年 5 月 15 日から施行する。